

4月1日は、「市民憲章の日」です

石巻市では、市民憲章を理解して受け入れ、日常生活の道標となるよう、一層の普及推進を図ることを目標にした、石巻市民憲章普及推進方針を平成21年11月に制定しました。

この中で市民が市民憲章について理解を深める日として「市民憲章の日」が制定されました。

各家庭、学校や職場などで市民憲章について考え、語り合い、理解を深めることのできる日であればと考えています。

石巻の道標である市民憲章を、市民みんなの共通した認識とし、次世代へ受け継いでいきたいと思います。

石巻市民憲章

平成20年4月1日制定

太陽の恵みを受け、
太平洋と北上川に生まれた「日高見の国」。
わたしたちは、この美しい郷土を愛し、
笑顔あふれる希望のまちをつくり伝えるため、
ここに市民憲章を定めます。

まもりたいものがある
それは 生命のいとなみ
豊かな自然

つたえたいものがある
それは 先人の知恵
郷土の誇り

たいせつにしたいものがある
それは 人の絆
感謝のこころ

わたしたちは 石巻で生きてゆく
共につくろう 輝く未来



▲今年の成人式で新成人が市民憲章唱和(石巻市民会館)

情熱をもって、作り上げた市民憲章

「市民憲章をみんなで作る会」は、平成19年7月に設立し、19人のメンバーが十数回にわたり話し合いを重ね、平成20年1月に市長へ草案を提出することができました。

その間、メンバーは、100を超す他市町の市民憲章を読んだり、市民アンケートの意見を把握するなど、自ら市民憲章というものを学び、そして、メンバーそれぞれが石巻に対する情熱をもって作り上げました。

市民憲章が、市民の皆さんに初めて披露された「石巻市合併3周年記念式典(平成20年4月・石巻市民会館)」で、中学生の皆さんが唱和したときは、これまでのことが頭に浮かび、熱いものが込み上げてきました。



市民憲章をみんなで作る会
会長 永沼 紀男さん
(末広町)

私は、時々、他県から訪れる方に石巻を案内していますが、その際に、この市民憲章を紹介すると、「とても、よい市民憲章ですね」と称賛されることがあり、携わった者の一人として誇りに思います。

現在、集会所などに市民憲章が掲示されていたり、学校行事などで唱和する姿がみられるようになりました。ゆっくりで構わないので、この憲章が市全体に広まり、市民の皆さんの心のよりどころとなる市民憲章となっていたらいいと思います。

◆石巻市民憲章普及推進方針

1 普及推進目標

市が目指す将来像や大切にしたいもの、市民の望みや願いを込めてつくられた市民憲章を市民が理解し、受け入れ、日常生活の道標となるよう、一層の普及推進を図ることを目標とする。

2 重点項目

- (1) 市民憲章の掲示の推進を図る。
- (2) 市民憲章の唱和の推進を図る。
- (3) 市民憲章碑等の設置の推進を図る。

3 普及推進計画

(1) 「市民憲章の日」の設定

4月1日を「市民憲章の日」とし、市報等による周知を行い、学校や職場、家庭において市民憲章について理解を深める日とする。

(2) 市民憲章の掲示

全ての公共施設への掲示を行うとともに、集会所や職場などへの掲示を推進し、市民への周知や啓発を図る。

(3) 市民憲章の唱和

市等が行う式典や市民団体が主催する行事など、市民が集まる機会に唱和を実施することにより、多くの市民に定着させる。

(4) 市民憲章碑等の設置の推進

市庁舎や関係施設への市民憲章碑等の設置を計画的に進める。

(5) 市民憲章の印刷物等への掲載

市報や刊行物への掲載、各種会議資料の余白への印刷など、スペースを活用して日常的に目に触れる機会を設けることにより普及推進に結びつける。

市民憲章に込められた思い

〔前文〕

「太平洋」や「北上川」という言葉によって、私たち石巻市民の憲章であるということを表し、また、石巻を「北上川」の語源と考えられている「日高見」の国とすることにより、先人から受け継がれてきた郷土に対する愛情を表しています。

〔本文〕

「まもりたいもの」「つたえたいもの」として、自然資源や歴史文化など、私たちが先人から受け継いだものを次の世代に引き継ぐ使命を表現し、同時に、生命の尊さや自然環境の保護を訴えています。

また、「郷土への誇り」には、このまちにいつまでも住み続けたいという思いを込めています。

「たいせつにしたいもの」として、私たちが人と人との絆によって生かされていることに対し、感謝の心を持つことの大切さを表しています。

そして、「共につくろう 輝く未来」と結び、力を合わせて笑顔が輝く未来をつくろうという意欲を呼び起こします。

▶合併3周年記念式典で市民憲章を唱和した雄勝中学校の生徒



▲市民憲章プレート(石巻駅前広場)
贈 石巻西ロータリークラブ(平成21年5月12日)

- ◆市民憲章制定の経過
- ・旧市民・町民憲章制定
 - 石巻市 昭和55年3月
 - 河北町 昭和50年11月
 - 雄勝町 昭和56年11月
 - 河南町 昭和59年12月
 - 桃生町 昭和55年11月
 - 北上町 昭和57年12月
 - 牡鹿町 昭和60年11月
 - ・平成17年4月 市町合併後
 - 平成19年7月10日
 - 「市民憲章をみんなでつくる会」設置
 - 構成員 団体代表7人、一般公募9人、市職員3人 計19人
 - 平成19年12月に中間案を取りまとめ
 - 平成19年12月10日から1カ月間パブリック・コメント実施
 - 平成20年1月15日 草案を市長に提案
 - 平成20年4月1日 市民憲章制定

問
市民活動推進課
(内線4236)



▲会議の前に市民憲章唱和(石巻中央公民館)

- ◆市民憲章制定の普及推進
- 平成20年4月20日
 - 石巻市合併3周年記念式典で雄勝中学校の生徒により市民憲章が初めて唱和されました。
 - 平成20年6月
 - ・アクリル板製市民憲章を市役所などに設置
 - ・印刷物を学校関係を中心とする市の施設に配布
 - ・掲示用市民憲章を作成し、集会所などに掲示
 - 平成21年11月18日
 - 「石巻市民憲章普及推進方針」制定